

労災保険率表

H30.4.1
改定
R6.4.1
改定

事業の種類分類	番号	事業の種類	労災保険率	労災保険率
林業	02又は03	林業	60 / 1000	52 / 1000
漁業	11	海面漁業(定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。)	18 / 1000	18 / 1000
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	38 / 1000	37 / 1000
鉱業	21	金属鉱業、非金属鉱業(石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。)又は石炭鉱業	88 / 1000	88 / 1000
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	16 / 1000	13 / 1000
	24	原油又は天然ガス鉱業	2.5 / 1000	2.5 / 1000
	25	採石業	49 / 1000	37 / 1000
	26	その他の鉱業	26 / 1000	26 / 1000
建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業(※2)	64 / 1000	34 / 1000
	32	道路新設事業	11 / 1000	11 / 1000
	33	舗装工事業	9 / 1000	9 / 1000
	34	鉄道又は軌道新設事業	9 / 1000	9 / 1000
	35	建築事業(既設建築物設備工事業を除く。)	9.5 / 1000	9.5 / 1000
	38	既設建築物設備工事業	12 / 1000	12 / 1000
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	6.5 / 1000	6 / 1000
37	その他の建設事業	15 / 1000	15 / 1000	
製造業	41	食料品製造業	6 / 1000	5.5 / 1000
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	4 / 1000	4 / 1000
	44	木材又は木製品製造業	14 / 1000	13 / 1000
	45	パルプ又は紙製造業	6.5 / 1000	7 / 1000
	46	印刷又は製本業	3.5 / 1000	3.5 / 1000
	47	化学工業	4.5 / 1000	4.5 / 1000
	48	ガラス又はセメント製造業	6 / 1000	6 / 1000
	66	コンクリート製造業	13 / 1000	13 / 1000
	62	陶磁器製品製造業	18 / 1000	17 / 1000
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	26 / 1000	23 / 1000
	50	金属精錬業(非鉄金属精錬業を除く。)	6.5 / 1000	6.5 / 1000
	51	非鉄金属精錬業	7 / 1000	7 / 1000
	52	金属材料品製造業(鋳物業を除く。)	5.5 / 1000	5 / 1000
	53	鋳物業	16 / 1000	16 / 1000
	54	金属製品製造業又は金属加工業(洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。)	10 / 1000	9 / 1000
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業(めつき業を除く。)	6.5 / 1000	6.5 / 1000
	55	めつき業	7 / 1000	6.5 / 1000
	56	機械器具製造業(電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。)	5 / 1000	5 / 1000
	57	電気機械器具製造業	2.5 / 1000	3 / 1000
	58	輸送用機械器具製造業(船舶製造又は修理業を除く。)	4 / 1000	4 / 1000
59	船舶製造又は修理業	23 / 1000	23 / 1000	
60	計量器、光学機械、時計等製造業(電気機械器具製造業を除く。)	2.5 / 1000	2.5 / 1000	
64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5 / 1000	3.5 / 1000	
61	その他の製造業	6.5 / 1000	6 / 1000	
運輸業	71	交通運輸事業	4 / 1000	4 / 1000
	72	貨物取扱事業(港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。)	9 / 1000	8.5 / 1000
	73	港湾貨物取扱事業(港湾荷役業を除く。)	9 / 1000	9 / 1000
	74	港湾荷役業	13 / 1000	12 / 1000
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3 / 1000	3 / 1000
その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	13 / 1000	13 / 1000
	91	清掃、火葬又はと畜の事業	13 / 1000	13 / 1000
	93	ビルメンテナンス業	5.5 / 1000	6 / 1000
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5 / 1000	6.5 / 1000
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5 / 1000	2.5 / 1000
	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3 / 1000	3 / 1000
	99	金融業、保険業又は不動産業	2.5 / 1000	2.5 / 1000
94	その他の各種事業	3 / 1000	3 / 1000	
	90	船舶所有者の事業(※1)	47 / 1000	42 / 1000

※1 平成22年1月1日に雇用保険法等の一部を改正する法律(平成19年法律第30号)により、船員保険事業のうち職務上疾病及び年金部門が労災保険に統合されることに伴い「船舶所有者の事業」を新設した。

※2 業種番号3.1「水力発電施設、ずい道等新設事業」を元請として行っている場合、H30.4.1～R6.3.31の間に開始した工事についての労災保険率等については、次ページの<注意事項>を参照。

労務費率表

H30.4.1
改定

R6.4.1
改定

事業の種類分類	事業の種類	請負金額に乗ずる率	請負金額に乗ずる率	
建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業	19%	19%	
	道路新設事業	19%	19%	
	舗装工事業	17%	17%	
	鉄道又は軌道新設事業	24%	19%	
	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	23%	23%	
	既設建築物設備工事業	23%	23%	
	機械装置の組立て 又は 据付けの事業	組立又は取付に関するもの	38%	38%
		その他のもの	21%	21%
その他の建設事業	24%	23%		

<注意事項>

業種番号31「水力発電施設、ずい道等新設事業」を元請として行っている場合、平成30年4月から令和6年3月までの間に開始した工事については、以下の労務費率及び労災保険率によります。

工事開始時期	労務費率	労災保険率
平成30年4月1日～ 令和3年1月31日	18%	64/1000
	実支払賃金額用いて 算出する場合	62/1000
令和3年2月1日～ 令和3年3月31日	18%	64/1000
令和3年4月1日～ 令和6年3月31日	19%	62/1000

特別加入保険料率表

(令和6年11月1日施行)

第一種特別加入保険料率

・当該事業に適用される労災保険率と同一の率

第二種特別加入保険料率

(単位:1/1,000)

事業又は作業の種類 の番号	事業又は作業の種類	第二種特別加入 保険料率
特 1	労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災保険法施行規則」という。）第46条の17第1号の事業（個人タクシー、個人貨物運送業者、原動機付自転車又は自転車を使用して行う貨物の運送の事業）	11
特 2	労災保険法施行規則第46条の17第2号の事業（建設業の一人親方）	17
特 3	労災保険法施行規則第46条の17第3号の事業（漁船による自営業者）	45
特 4	労災保険法施行規則第46条の17第4号の事業（林業の一人親方）	52
特 5	労災保険法施行規則第46条の17第5号の事業（医薬品の配置販売業者）	6
特 6	労災保険法施行規則第46条の17第6号の事業（再生資源取扱業者）	14
特 7	労災保険法施行規則第46条の17第7号の事業（船員法第一条に規定する船員が行う事業）	48
特 8	労災保険法施行規則第46条の17第8号の事業（柔道整復師）	3
特 9	労災保険法施行規則第46条の17第9号の事業（創業支援等措置に基づく事業を行う高齢者）	3
特 10	労災保険法施行規則第46条の17第10号の事業（あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師）	3
特 11	労災保険法施行規則第46条の17第11号の事業（歯科技工士）	3
特 12	労災保険法施行規則第46条の17第12号の事業（特定フリーランス事業）	3
特 13	労災保険法施行規則第46条の18第1号ロの作業（指定農業機械作業従事者）	3
特 14	労災保険法施行規則第46条の18第2号イの作業（職場適応訓練受講者）	3
特 15	労災保険法施行規則第46条の18第3号イ又はロの作業（金属等の加工、洋食器加工作業）	14
特 16	労災保険法施行規則第46条の18第3号ハの作業（履物等の加工の作業）	5
特 17	労災保険法施行規則第46条の18第3号ニの作業（陶磁器製造の作業）	17
特 18	労災保険法施行規則第46条の18第3号ホの作業（動力機械による作業）	3
特 19	労災保険法施行規則第46条の18第3号ヘの作業（仏壇、食器の加工の作業）	18
特 20	労災保険法施行規則第46条の18第2号ロの作業（事業主団体等委託訓練従事者）	3
特 21	労災保険法施行規則第46条の18第1号イの作業（特定農作業従事者）	9
特 22	労災保険法施行規則第46条の18第4号の作業（労働組合等常勤役員）	3
特 23	労災保険法施行規則第46条の18第5号の作業（介護作業従事者及び家事支援従事者）	5
特 24	労災保険法施行規則第46条の18第6号の作業（芸能関係作業従事者）	3
特 25	労災保険法施行規則第46条の18第7号の作業（アニメーション制作作業従事者）	3
特 26	労災保険法施行規則第46条の18第8号の作業（情報処理システムの設計等の情報処理に係る作業従事者）	3

第三種特別加入保険料率

(単位:1/1,000)

対	象	第三種特別加入 保険料率
	海外で行われる事業に派遣される労働者等	3